別記４　付与点数（測量等）
⑴　年間平均測量等実績高（評点Ａ）
年間平均実績高
60億円以上：60
40億円以上60億円未満：54
30億円以上40億円未満：49
20億円以上30億円未満：44
14億円以上20億円未満：40
９億円以上14億円未満：36
６億円以上９億円未満：32
４億円以上６億円未満：29
３億円以上４億円未満：26
２億円以上３億円未満：23
１億4,000万円以上２億円未満：21
9,000万円以上１億4,000万円未満：19
6,000万円以上9,000万円未満：17
4,000万円以上6,000万円未満：15
3,000万円以上4,000万円未満：13
2,000万円以上3,000万円未満：12
1,400万円以上2,000万円未満：11
900万円以上1,400万円未満：10
600万円以上900万円未満：９
400万円以上600万円未満：８
300万円以上400万円未満：７
200万円以上300万円未満：６
200万円未満：５
⑵　経営規模（評点Ｂ）
①　自己資本額
12億円以上：15
６億円以上12億円未満：14
２億円以上６億円未満：13
１億2,000万円以上２億円未満：12
6,000万円以上１億2,000万円未満：11
2,000万円以上6,000万円未満：10
1,200万円以上2,000万円未満：９
600万円以上1,200万円未満：８
200万円以上600万円未満：７
120万円以上200万円未満：６
60万円以上120万円未満：５
20万円以上60万円未満：４
20万円未満：３
②　職員数
1,000人以上：５
500人以上1,000人未満：４
100人以上500人未満：３
30人以上100人未満：２
30人未満：１
⑶　経営比率及び営業年数（評点Ｃ）
①　流動比率
113％以上：５
100％以上113％未満：４
100％未満：３
②　営業年数
20年以上：５
10年以上20年未満：４
10年未満：３
⑷　総合数値＝評点Ａ＋評点Ｂ＋評点Ｃ
別記５　等級の格付け及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　土木工事（上記１⑴）
①　1,100点以上：Ａ
800点以上1,100点未満：Ｂ
800点未満：Ｃ
②　Ａは20,000万円以上、Ｂは2,000万円以上20,000万円未満、Ｃは2,000万円未満
⑵　建築工事（上記１⑵）
①　1,100点以上：Ａ
800点以上1,100点未満：Ｂ
800点未満：Ｃ
②　Ａは25,000万円以上、Ｂは2,000万円以上25,000万円未満、Ｃは2,000万円未満
⑶　専門工事（上記１⑶から１⑮まで）
①　700点以上：Ａ　700点未満：Ｂ
②　Ａは1,500万円以上、Ｂは1,500万円未満
⑷　測量等（上記２⑴から２⑸まで）
①　45点以上：Ａ　45点未満：Ｂ
②　Ａは500万円以上、Ｂは500万円未満

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度を有効期間とする国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「地方整備局等」という。）の所掌する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
令和６年10月１日
国土交通省大臣官房会計課長　千葉　信義
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
長町　大輔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　工事種別
建設工事の工事種別は、次の①から㉒まで（国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑）に掲げるものとする。
①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事、解体工事）
②　アスファルト舗装工事（舗装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、解体工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（舗装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
㉒　橋梁補修工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事）
〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。
２　業種区分
測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次の①から⑤まで（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務
３　申請の時期及び場所
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下、「定期審査」という。）にあっては、建設工事の申請者はインターネットの使用により、その本店所在地にかかわらず、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp/
また、測量・建設コンサルタント等業務の申請者はインターネットの使用により、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。
https://www.pqrc.mlit.go.jp
ただし、９⑸①から⑧に掲げる場合の申請及び９⑹に掲げる場合の申請については、郵送若しくは電子メールにより別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下において同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない